

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑友会（以下「この法人」という。）の定款（以下単に「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）、負担金、資料代等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として報酬を支給する。
- 3 役員で職員又は非常勤特別職員としての立場を有する者に対しては、第1項の規定は適用除外とし、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬の総額は、年間120万円以内とする。
- 3 全監事の報酬の総額は、年間40万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第7条 役員等が職務のために旅行する場合は、職員旅費（日当）規程に定める旅費（交通費、宿泊費）を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
- 3 前2項に規定する費用のうち前払いをするものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

別表 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席の都度：1人一律 9,660円
常勤役員	無報酬（職員としての給与を除く。）
非常勤役員	会議等への出席の都度：1人一律 9,660円。ただし、非常勤特別職員としての報酬を受ける者は、無報酬とする。
監事	監査の都度：1人一律 9,660円